

一般社団法人 日本公衆衛生看護学会表彰規程

(目的)

第1条 本学会は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会定款第4条の(3)に基づく事業、並びに第8条に基づいて、公衆衛生看護の発展と向上に寄与する業績のあった本法人の正会員を選考し、表彰を行う。

(種類)

第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 | 優秀論文部門 |
| (2) 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞 | 教育・実践部門 |
| (3) 日本公衆衛生看護学会 名誉会員 | |
| (4) その他理事会で特に認めた賞 | |

(選考手続き)

第3条 表彰の選考に関する内規は、別に定める。

(候補者選定会議の開催)

第4条 理事長の諮問に応じ、表彰委員会は、第2条の表彰を受ける者の選考に関わる選定会議を開催し、表彰候補者を理事会に推薦する。

(選考の決定)

第5条 選考の決定は、理事会において行う。

(選考結果の公表)

第6条 表彰は、原則として学術集会で行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、平成27年9月27日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年5月13日から施行する。

一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞選考に関わる細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会表彰規程第1条に基づき、「一般社団法人 日本公衆衛生看護学会 学術奨励賞」の選考について定める。

(選考対象)

第2条 優秀論文部門の選考対象は、本学会誌に掲載された論文で選考年の前年に発刊されたものとする。教育・実践部門の選考対象は、選考年度の前年2年間の教育・実践があり、所定の申請用紙により応募された本法人の正会員とする。

(選定会議の開催と候補の選定)

第3条 表彰委員長は、選定会議を開催し、奨励賞候補者（以下、候補者）の選定を行う。

- 2 選定会議は、原則、毎年10月に開催する。
- 3 選定会議は、表彰委員長および表彰委員会委員と、その他代議員若干名とする。
- 4 表彰委員長は、優秀論文部門の候補論文の筆頭著者と、教育・実践部門の候補者を理事会に推薦する。

(選考基準)

第4条 各部門の選考は以下のとおりとする。

- 2 優秀論文部門の選考に当たっては、選定会議は日本公衆衛生看護学会誌に掲載された論文について、以下の基準で選考し、候補論文2編以内を選出する。ただし該当する論文がない場合は、その限りではない。
- 3 優秀論文部門の選考基準は以下のとおりとする。
 - (1) 論文の独自性
 - (2) 得られた知見の発展性
 - (3) 論文の一貫性と完成度
 - (4) 論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度
- 4 教育・実践部門の選考に当たっては、選定会議は所定の申請用紙により応募のあったもののうち、候補となる本法人の正会員2名または正会員の属する2団体以内を選出する。ただし該当する教育・実践がない場合は、その限りではない。
- 5 教育・実践部門の選考基準は以下のとおりとする。
 - (1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
 - (2) 活動の先見性
 - (3) 活動の成果
 - (4) 活動の発展性および将来性
 - (5) 活動の波及効果

(手続き)

第5条 選考に必要な庶務は、日本公衆衛生看護学会 事務局の所轄事項とする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会において行う。

(附 則) 平成27年9月27日 制定
令和元年6月8日 一部改正

一般社団法人 日本公衆衛生看護学会

学術奨励賞 優秀論文部門選考に関する申し合わせ

1. 選考方法

当該年度の代議員のうち5名以上を、論文選考委員として表彰委員会から依頼、評価用紙等を送付する。

代議員5名以上と表彰委員会委員による選考委員が評価基準に基づき評価を行い、奨励賞候補者(以下候補者)の選定を行う。

選考委員は、各自該当論文を読み採点を行い、期日までに事務局あてに評価結果を返送する。表彰委員会において送付された評価結果を取りまとめ、候補者の最終選定を行い、2編以内を合議により選定する。

2. 論文の選考基準

論文の独自性

得られた知見の発展性

論文の一貫性と完成度

論文の公衆衛生看護学及び公衆衛生看護実践への貢献度

3. 理事会への候補者推薦

表彰委員会は、理事会に奨励賞の候補者と候補論文を推薦する。

授賞対象者の決定は、理事会において行う。

4. 表彰式 学会事務局は、授賞対象者に授賞諾否の確認をし、授賞を承諾された場合は表彰式への出席を依頼する。

本賞は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会学術集会において理事長より賞状および副賞2万円を授与する。

5. 記録の保管選考に係わる審査資料は2年間保管する。

附則

平成27年9月27日 制定

平成29年1月20日 一部改正

平成29年5月13日 一部改正

令和元年6月8日 一部改正

学術奨励賞 教育・実践部門選考に関する申し合わせ

1. 候補者の選定
教育・実践部門の奨励賞候補者(以下候補者)は、表彰委員会が会員に対して応募を公示する。締め切りは原則、8月末とする。
2. 応募資格
 - (1) 一般社団法人日本公衆衛生看護学会の正会員であること(団体の場合は、申請の代表者が本法人正会員であること)
 - (2) 選考年度の前年2年間の公衆衛生看護に関する教育・実践の業績があった正会員
3. 応募方法
 - (1) 自薦、他薦を問わず正会員の推薦が必要である。
 - (2) 応募書類:推薦者は活動内容を示す指定の応募書類を提出する。なお、応募書類には「成果物」等を添えることができる。
 - (3) 応募の宛先:学会事務局
4. 選考方法 以下の選考基準により表彰委員会の合議により、候補となる正会員2名または正会員の属する2団体以内を選定する。
 - 1) 公衆衛生看護学上の活動の意義
 - 2) 活動の先見性
 - 3) 活動の成果
 - 4) 活動の発展性および将来性
 - 5) 活動の波及効果
5. 理事会への候補者推薦
表彰委員会は、理事会に候補者(・団体)を提案する。授賞対象者は、理事会において決定する。なお、授賞の対象となる個人または団体の構成員(共同実践者)は正会員に限定する。
6. 表彰式 学会事務局は、授賞対象者に授賞諾否の確認をし、授賞を承諾された場合は表彰式への出席を依頼する。
本賞は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会学術集会において理事長より賞状および副賞2万円を授与する。
7. 記録の保管 選考に係わる審査資料は2年間保管する。

附則

平成27年9月27日 制定

平成29年1月20日 一部改正

平成29年5月13日 一部改正

令和元年6月8日 一部改正